

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

すみだ消費生活展2011

と き：10月22日（土）午後1時～4時
10月23日（日）午前10時～午後3時
ところ：すみだリバーサイドホール・イベントホール
（墨田区役所併設2階）

かしこい消費・エコの
ヒントを見つけよう！

【主催】

すみだ消費生活展2011 実行委員会・墨田区

【事務局】

墨田区産業観光部生活経済課

マイバッグを持って、
ぜひお越しください！



スタンプラリー&福引で、
すてきな景品が
もらえます！



消費者センターも出展しますので、ご気軽にお立ち寄り下さい。



相談
コー
ナ

悪質商法や契約のトラブルなど、
消費生活に関することで、何か
困っていることはありませんか。
専門の相談員がこれらの事につ
いて相談をお受けします。

啓発パネル展示

◇悪質商法に気をつけて！
◇悪質商法から
あなたを守る8カ条

来場者には、クリアファイル・マグネットバーを差し上げます。

※ 平成23年度第1回消費者講座を開催します。

自分らしく生きたい！！ わたしのエンディングノート
～自分らしい「葬儀」を考える～

【と き】 10月27日（木）午後1時30分～3時

【ところ】 すみだ消費者センター（押上2-12-7 セトル中之郷2階）

【対 象】 区内在住・在勤の方どなたでも 【定 員】 先着30人 【費 用】 無料

【申込み】 10月12日午前9時から ☎ 5608-1516へ



新築分譲マンションの 購入契約をやめたい・・・

【相談事例】

2週間前に街角でマンションのチラシを手渡された。ちょうど購入を考えていたときだったので、誘われるままにモデルルームを見に行った。契約の話になったので断ったが、「今日中に契約しないと売れてしまう」などと言われ、長時間にわたり勧誘された。

断りきれずに、住宅ローンの申し込みをしたらローンの審査が通り、その日のうちに手付金100万円を支払った。

後で考えたら、勧誘が強引で契約を急がされたため、冷静な判断ができなかった。解約したいので支払った手付金を返してほしい。

【アドバイス】

住宅の購入は人生の中でも相当高い買い物でしょう。しかし、いったん契約すると、消費者、事業者ともにその契約内容に拘束されます。原則として、売主・買主とも一方的に契約を変更したり、破棄することはできません。

上記の相談は、買主の自己都合による解約の申し出です。強引な勧誘であったり、契約を急がされたとしても、買主が合意して契約したことは確かです。このケースでは、特約がない限り、手付金100万円は返還されないことになります。

高額な契約をするときは、その場の雰囲気にもまれず、十分に検討してから契約するようにしましょう。

◇不動産取引に関する相談

東京都都市整備局の住宅政策推進部不動産課でも行っています。

*不動産売買など宅建業法に関する相談

電話：03-5320-5071



困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

まずは電話でご相談ください



5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上二丁目12番7号 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス(墨38)「向島三丁目」バス停前

